

南福子第32号
令和2年4月6日

保護者各位

南城市新型インフルエンザ等対策本部
本部長 瑞慶覽 長敏
《公印省略》

保育所等における新型コロナウイルスへの対応及び家庭保育への協力について

平素より本市の教育・保育行政へのご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

南城市立小中学校はコロナウイルス感染防止を目的とし、令和2年4月7日から令和2年4月19日の間、臨時休校することとなりました。

しかしながら、保育所等については、保護者の就労支援という背景もあることから、感染予防に留意したうえで原則として開所の要請を行っています。

一方、小中学校の臨時休校に伴い、保育所等に勤務する職員も子の預かり先に苦慮しており、各園とも職員の確保が困難な状況であることや、感染予防のため3密（密閉・密集・密接）を避けるという考え方から、保護者各世帯において、お仕事が休みの場合など家庭保育が可能な際は、積極的なご協力をお願い致します。

また、児童を感染から守るため、下記事項についても保護者の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

【登園の際の協力事項】

- ・児童の保護者による登園前の健康状態の確認（検温等）を行い、37.5度以上の発熱や呼吸器の症状（咳・のどの痛み等）がある場合は、登園をご遠慮いただく取り扱いとします。また、解熱後24時間以上を経過し呼吸器症状が改善傾向となるまでも、上記同様の取り扱いとします。
- ・国外、県外から戻られた場合は、経過観察のため2週間の家庭保育をお願いします。

【施設の休園について】

- ・登園している児童が感染した場合、当該児童の登園している施設を休園とし、当該児童については感染症の完治が確認されるまで登園休止。
- ・登園している児童の家族等が感染し、当該児童が濃厚接触者として判断された場合は2週間の登園休止とし、経過観察を行う。

※上記の対応については、厚生労働省・文科省・沖縄県等の方針により変更・更新することがあります。